

平成 29 年 8 月 17 日
ユーディーアイ確認検査株式会社

平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業による 評価料・審査料減免のお知らせ

国土交通省の平成 29 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業の一環として、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助金交付決定の通知を受けました。これに伴い、評価料・審査料の減免を実施致します。

【1.対象とする評価・審査業務】

- ①建築物省エネルギー性能表示制度に基づく B E L S 評価業務
- ②建築物省エネ法第 30 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る技術的審査業務
- ③建築物省エネ法第 36 条に規定する「建築物のエネルギー消費性能に係る認定」に係る技術的審査業務

【2.対象期間等】

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までに申請が行われ、平成 30 年 2 月 15 日までに評価書・適合証の発行が完了したもの。

※減免適用の総額が交付決定額に達した時点で、評価料・審査料の減免措置を終了いたします。

【3.減免額の算定対象とならない評価・審査案件等】

- ①建築物省エネ法第 11 条第 1 項に基づき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物に係るもの
- ②評価料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。以下同じ。）を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- ③ B E L S 評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物のエネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

※申請時に、通常必要となる書類・図書に加え、上記に該当しないことを示す覚書（要押印）をご提出いただきます。

<BELS評価等の取得を要件としている補助事業の例>

- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・サステナブル建築物等先導事業
- ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
- ・業務用施設等における省CO2促進事業
- ・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業

④変更申請に係るもの

⑤BELS評価書等の再交付及びBELSプレートの交付に係る費用

⑥消費税及び地方消費税

【4.減免額について】

減免額については、建物用途及び用いた評価手法等に応じ表-1及び表-2に記載した額を上限とします。（弊社料金から表中の上限額を減じた額を評価料・審査料とします。）

減免額の算定対象とする評価・審査案件は、弊社支店ごと、評価・審査の種類（前述1.対象の①～③）ごとに、同じ申請者当たり各5件を上限とします。

（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。）

表-1 減免額の上限（住宅の場合）

建物形式	区分	減免額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000円	9,000円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000円	27,500円
	戸当り料金	3,500円	1,700円
共同住宅 (建物全体の評価)	基本料金	50,000円	30,000円
	戸当り料金	6,000円	3,000円

注)・併願申請とは、BELSの評価申請等を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。

- ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表-1の額の1.5倍の額とする。
- ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、表-1に示す「建物全体の評価」の額とする。
- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表-1）及び非住宅（表-2）の上限額の合計とする。

表－2 減免額の上限（非住宅の場合）

用いた評価手法	減免額の上限		
	規 模	ホテル等・病院 等・集会所等（A種）	左記以外の用途 （B種・C種）
標準入力法 主要室入力法	～ 2,000 m ² 以下	180,000 円	120,000 円
	2,000 m ² 超～ 5,000 m ² 以下	250,000 円	160,000 円
	5,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	300,000 円	200,000 円
	20,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	520,000 円	330,000 円
	50,000 m ² 超～	750,000 円	500,000 円
モデル建物法	～ 2,000 m ² 以下	90,000 円	60,000 円
	2,000 m ² 超～ 5,000 m ² 以下	125,000 円	80,000 円
	5,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	150,000 円	120,000 円
	20,000 m ² 超～50,000 m ² 以下	260,000 円	180,000 円
	50,000 m ² 超～	400,000 円	250,000 円

注) ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表－2 の額の 1.5 倍の額とする。

- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表－1）及び非住宅（表－2）の上限額の合計とする。

【5.その他】

申請後に申請者の都合により、評価書・適合証の発行にいたらない場合は、減免の対象とはならず、正規の評価料・審査料をお支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。

お問い合わせ：推進部 推進業務担当室 電話 03-3518-2201